

広島県告示第一号

令和二年広島県告示第千百八十七号で命じた次の区域に係る高病原性鳥インフルエンザのまん延を防止するための家きん、家きん卵、家きんの死体、敷料、排せつ物、家きん飼養器具その他高病原性鳥インフルエンザの病原体を広げる恐れのある物品等の移出入禁止措置は、令和三年一月二日に解除した。

令和三年一月二日

広島県知事 湯 崎 英 彦

移出入を禁止する区域

三原市久井町羽倉、久井町下津、久井町吉田、久井町江木、久井町坂井原、久井町山中野、久井町小林、久井町泉、久井町土取、久井町和草、久井町蒔原、高坂町許山、高坂町真良、大和町姥ヶ原、大和町下徳良、大和町上徳良、大和町大具、大和町大草、大和町萩原、大和町箱川、大和町福田、大和町平坂、大和町和木、八坂町、八幡町屋中、八幡町垣内、八幡町宮内、八幡町美生、八幡町本庄、八幡町野串、八幡町篝、八幡町船木、世羅郡世羅町賀茂、世羅町京丸、世羅町三郎丸、世羅町寺町、世羅町重永、世羅町西神崎、世羅町青山、世羅町中原、世羅町田打、世羅町東神崎、世羅町堀越、東広島市河内町下河内、尾道市御調町今田、御調町山岡、御調町植野、御調町津蟹、御調町福井、御調町野間